

令和5年度(2023年度)  
介護関係職員医療連携支援事業の申請に係る留意事項

1 内示額について

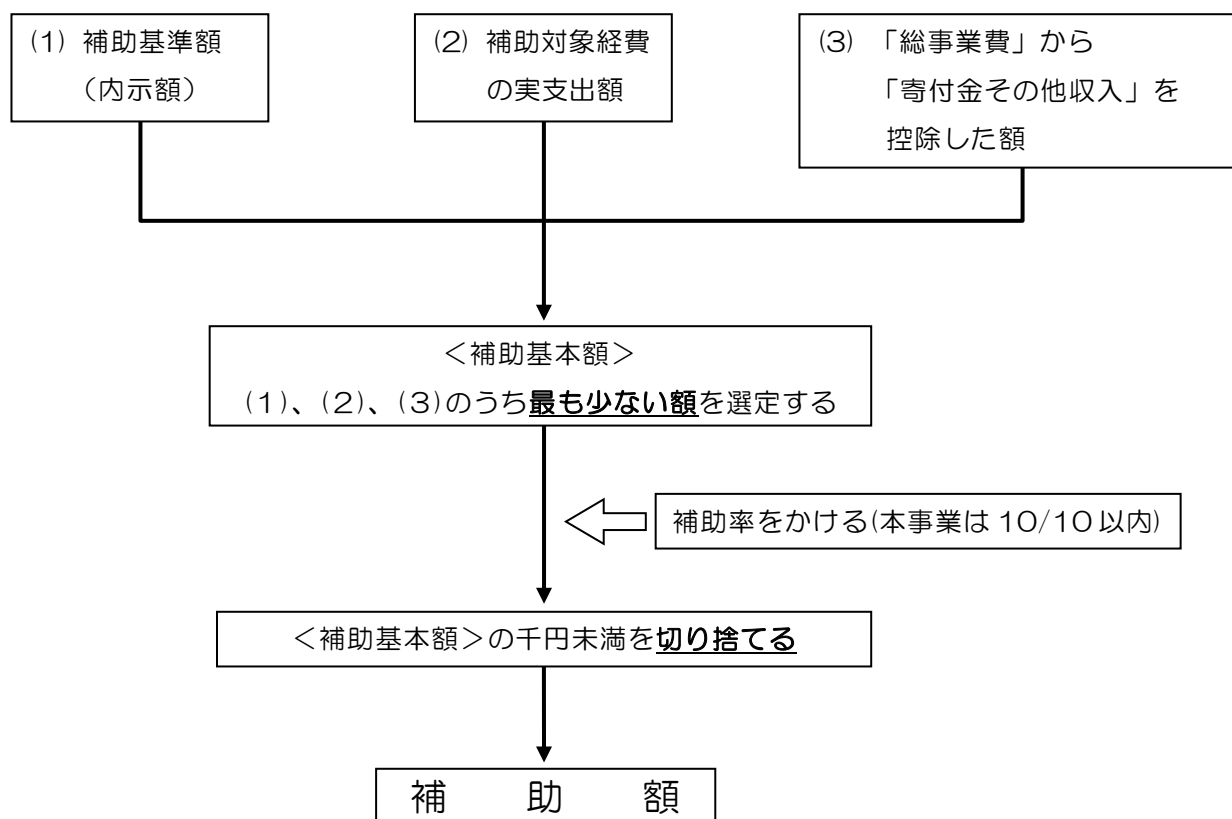
- (1) 内示額は、所要見込額千円未満切り捨てです。
- (2) 交付申請額は内示額の範囲内としてください。

2 補助金交付申請にあたって

- (1) 必要経費を十分精査した上で、申請を行ってください。
- (2) 事業計画書には、事業内容及び所要見込額(積算内訳)を具体的に記載してください。  
※事業の内容、実施時期、開催予定場所(会場)、講師予定者の職・氏名、参加予定人数、所要見込額とその積算内訳等  
また、事業実施により期待できる効果を具体的に記載してください。
- (3) 補助金交付申請書には口座振替申出書を添付してください。振込先口座については、口座名義が補助金の申請者と同一の口座としてください。  
また、振込不能防止のため、口座振替申出書に記載の内容が確認できる通帳写し等を添付してください。
- (4) 原則、補助金の交付決定を受けた後に事業に着手したものが補助対象となりますが、事業実施の適期を失する等正当な理由がある場合に限り、「補助金交付決定前着手届」の提出により、内示以後かつ交付決定前の事業着手を認めています。  
しかし、交付決定前の事業着手がすべて認められるものではありませんので、ご留意願います。  
「補助金交付決定前着手届」の提出をご検討の場合は、当課までご連絡ください。

### 3 補助金の算定手順

補助金の算定は、「補助基準額」、「補助対象経費の実支出額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」の3つの額を比較し、もっとも少ない額を選定することになります。



### 4 補助事業に要する事業費

- (1) 補助単価は、1グループあたり400千円以内です。
- (2) 当該事業実施経費と事業所経費が重複しないように、当該事業実施経費は別経理としてください。
- (3) 本事業は事業実施に必要な補助を行うものであり、当該事業の補助金交付要綱に記載されている以外の経費は補助対象になりません。

### 5 補助事業の変更

補助金の交付決定を受けた後、次のような場合には、事前に補助事業の変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければなりませんので、留意してください。

・補助対象経費の額が、補助申請時の補助対象経費の額の10分の1を超えて増減することが明らかな場合

・研修テーマを変更する場合

「変更承認申請書」の提出を行う場合は、事前に当課までご連絡ください。

## 6 実績報告

- (1) 事業が完了した際には、補助事業の実績報告書を提出してください。
- (2) 実績報告書は補助事業完了の日から 30 日以内に提出してください。
- (3) 実績報告の際には、証拠書類（事業実施証明となり得る書類や領収書等）を添付してください。また、実地確認検査を行う場合があります。  
※ 証拠書類が整備されていない場合は、補助対象として認められない場合があります。
- (4) 事業実績書には、事業実施による成果を具体的に記載してください。  
また、事業計画書で記載した効果の一部を修正するだけの実績書の作成はしないで  
ください。

## 7 その他

- (1) 本事業に関する帳簿や証拠書類（事業実施証明となる書類や領収書等）は事業終了後5年間、整理し保存を行うよう書類管理には十分留意してください。
- (2) 補助金交付申請書提出時に別紙口座振替申出書を提出してください。
- (3) 補助金の支払いは、精算払です。
- (4) 補助金の交付申請事務、書類の記載方法等について不明な点がありましたら、お問い合わせください。なお、関係様式につきましては、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課ホームページからダウンロードしてください。  
様式ダウンロード

## 8 提出について

- (1) 提出先  
郵便番号 060-8588  
住所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）  
北海道保健福祉部福祉局 高齢者保健福祉課 地域支援係  
電話番号:011-204-5275
- (2) 提出方法 持参又は郵送  
一部の指定様式はメールにより送付

## 9 今後のスケジュールについて

- |              |  |
|--------------|--|
| 令和5年6月23日（金） | 補助金交付申請書の提出〆切                              |
| 令和5年7月上旬以降   | 補助金交付決定                                    |
| 令和6年1月末まで    | 補助事業の完了                                    |
|              | <b>※ <u>補助事業完了の日から 30 日以内に</u>実績報告書の提出</b> |
| 令和6年2月下旬予定   | 研修報告会の開催                                   |

- ・各事業所における研修については、計画に基づき、適宜実施してください。